



2024年7月23日

各位

上場会社名 株式会社アマガサ
 (東証グロース・コード3070)
 本社所在地 東京都台東区上野1丁目16番5号
 代表者 代表取締役社長 宮崎 明
 問合せ先 取締役 馬場 崇暢
 電話番号 (03) 3871-0111 (代表)
 (URL <http://www.amagasa-co.com/>)

第三者割当による新株式及び第4回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、2024年7月23日開催の取締役会において、第三者割当により発行される新株式（以下、「本新株式」といいます。）及び第4回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行を行うこと（以下、本新株式及び本新株予約権の発行を総称して「本第三者割当」といいます。）を決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

なお、本第三者割当については、2024年8月22日開催予定の当社臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）において本第三者割当に関する議案の特別決議によって承認されることを条件としております。

記

1. 募集の概要

<本新株式の募集の概要>

(1) 払込期日	2024年8月23日
(2) 発行新株式数	6,000,000株
(3) 発行価額	1株につき50円
(4) 調達資金の額	300,000,000円 発行諸費用の概算額を差し引いた手取り概算額については、「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（1）調達する資金の額」をご参照下さい。
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 須田 忠雄 6,000,000株
(6) その他	上記の各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生及び、2024年8月22日開催予定の臨時株主総会における議案の承認（特別決議）を条件としております。

<本新株予約権の募集の概要>

(1) 割当日	2024年8月23日
(2) 新株予約権の総数	180,000個（1個につき100株）
(3) 発行価額	総額36,000,000円（新株予約権1個につき金200円）
(4) 当該発行による潜在株式数	18,000,000株
(5) 資金調達の内訳	936,000,000円 (内訳) ・新株予約権発行分 36,000,000円 ・新株予約権行使分 900,000,000円

	発行諸費用を差し引いた手取概算額については、「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (1) 調達する資金の額」をご参照ください。
(6) 行使価額	1株につき50円
(7) 割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 須田 忠雄 180,000個
(8) その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生及び、2024年8月22日開催予定の臨時株主総会における議案の承認(特別決議)を条件としております。その他詳細については、末尾添付の発行要項をご参照ください。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループ(当社及び当社の関係会社)の主たる事業は、当社(株式会社アマガサ)及び子会社(合同会社JB GAMES)により構成されており、20代から30代の女性向けに、ノンレザー素材(合成皮革と呼ばれるケミカル素材だけに限らず、人工皮革、合成繊維、布地、その他雑材など天然皮革以外の素材の総称)を用いたカジュアル婦人靴のデザイン・企画、小売販売を行っております。

当社グループの主たる取扱商品は、「JELLY BEANS」(ジェリービーンズ)を中心とした、オリジナルブランドを冠したノンレザー婦人靴であります。いずれの商品も、おしゃれに特に関心が高いといわれる20代から30代の女性をコアターゲットに定め、若年女性に特化した商品の企画・開発を進め、百貨店等の取引先店頭や直営店舗、WEB販売等の販売チャネルを通じ、消費者に販売しております。

当社は、自社オリジナルブランドを冠したノンレザー婦人靴の小売販売を行っており、商品は、百貨店等の取引先店頭や直営小売店舗での一般消費者を対象にした小売販売に加え、WEB通販による販売を行っております。また、中国国内における商材の調達を主たる目的として2009年7月に設立した天笠靴業(上海)有限公司は、中国の現地企業である仕入先からの供給ルートが安定したこと等により清算手続きを行い、2024年6月をもって当該手続きが完了いたしました。

2024年1月期における婦人靴業界におきましては、生活様式の変化や物価高騰を背景にした個人の消費スタイルが、より慎重なものに変化するなど、婦人靴の市場規模は縮小傾向にあり、引き続き厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中、2024年1月期につきましては、事業再生のための基盤の整備と事業モデルの変革に向けた取り組みに努めました。

これらの結果、売上高919百万円(2023年1月期比34.0%減)、営業損失573百万円(2023年1月期:634百万円の営業損失)、経常損失578百万円(2023年1月期:671百万円の経常損失)、親会社株主に帰属する当期純損失596百万円(2023年1月期:親会社株主に帰属する当期純損失697百万円)となりました。

また2024年1月期における現預金残高は310百万円(2023年1月期末残高の312百万円から2百万円減)であり、純資産の残高は、113百万円(2023年1月期末残高は116百万円となり、3百万円減少)となりました。主な理由は、新株予約権の行使による株式の発行に伴い資本金、資本準備金がそれぞれ297百万円増加及び親会社株主に帰属する当期純損失の計上596百万円であります。

また、2025年1月期第1四半期における売上高240百万円(前年同四半期4.9%減)、営業損失123百万円(前年同四半期は93百万円の営業損失)、経常損失124百万円(前年同四半期は94百万円の経常損失)、親会社株主に帰属する四半期純損失96百万円(前年同期は親会社株主に帰属する四半期純損失96百万円)となりました。

主なセグメントの状況は以下の通りです。

(小売事業)

小売事業におきましては、直営店の新規出店はなく、神戸マルイ店、マルイシティ横浜店を

閉店いたしました。2024年1月期の末日である1月31日現在における直営店舗数は3店舗となりました。また、前連結会計年度に行った不採算店舗の整理による経費項目の削減効果から、小売事業における売上高は366百万円(2023年1月期比47.1%減)、営業損失は8百万円(2023年1月期は営業損失116百万円)となりました。

(EC事業)

EC事業におきましては、SNSを經由した顧客コミュニケーションの強化や販促、サイトへの流入を促す広告の強化、自社サイトでは新規会員の獲得とその維持のための施策としてメールマガジンやLINEの配信などを積極的に行いました。自社サイトでは靴の選び方や収納のガイドなど商品以外のコンテンツも充実させるとともに、コスメブランド「JB beauty」の販売を2023年2月から開始いたしました。また、靴デザインやパーツなどを好きな組み合わせで作れるカスタムオーダーシューズは、2023年モデルの販売を3月から開始しています。しかしながらサイトへの訪問者数の減少や積極的な値引き施策により、EC事業における売上高は552百万円(2023年1月期比8.5%減)、営業利益48百万円(2023年1月期比33.6%減)となりました。

(その他事業)

その他事業におきましては、主力である婦人靴以外の事業領域の拡大のため、美術品販売等の事業、SDGs関連商品の販売、ブランド品の販売及びゲーム関連事業に取り組んでおり、将来的な売上高の増加・収益向上を目指しています。ゲーム関連事業においては、靴をテーマにしたタイムマネージメント型ゲームの開発を進めて参りましたが、開発に遅れが生じ、いまだリリースの時期が見通せないため減損損失を計上しました。現状では、いずれの事業においても、まだ費用が先行する状態であり、売上高は0百万円(2023年1月期92.3%減)、営業損失は23百万円(2023年1月期は営業損失8百万円)となりました。

また、2025年1月期第1四半期の婦人靴業界におきましては、生活様式の変化や物価高騰を背景にした個人の消費スタイルが、より慎重なものに変化するなど、婦人靴の市場規模は縮小傾向にあり、引き続き厳しい経営環境が続いております。この結果2025年1月期第1四半期における売上高240百万円(前年同四半期4.9%減)、営業損失123百万円(前年同四半期は93百万円の営業損失)、経常損失124百万円(前年同四半期は94百万円の経常損失)、親会社株主に帰属する四半期純損失96百万円(2024年1月期第1四半期は親会社株主に帰属する四半期純損失96百万円)となりました。また現預金残高は262百万円(2024年1月期は310百万円であり、48百万円減)であり、純資産の残高は、46百万円(2024年1月期は113百万円である、67百万円の減少)となりました。

主なセグメントの状況は以下の通りです。

(小売事業)

小売事業におきましては、直営店の新規出店はなく、2024年6月30日現在における直営店舗数は3店舗であります。また、既存店舗の販売減少により、小売事業における売上高は82百万円(前年同四半期20.4%減)、営業損失は10百万円(前年同四半期は営業損失3百万円)となりました。

(EC事業)

EC事業におきましては、SNSを經由した顧客コミュニケーションの強化や販促、サイトへの流入を促す広告の強化、自社サイトでは新規会員の獲得とその維持のための施策としてメールマガジンやLINEの配信などを積極的に行いました。しかしながら、材料費、人件費の高騰、輸入に伴う円安の影響により売上原価率が高くなりました。その結果、EC事業における売上高は155百万円(前年同四半期4.2%増)、営業利益4百万円(前年同四半期66.2%減)となりました。

(その他事業)

その他事業におきましては、主力である婦人靴以外の事業領域の拡大のため、美術品販売等の事業、SDGs関連商品の販売に取り組んできました。現状では、いずれの事業においても費用が先行している状態であり、売上高は3百万円(前年同四半期660.1%増)、営業損失は3百万円(前年同四半期は営業損失7百万円)となりました。

このように当社グループは、2016年1月期以降、売上高が減少傾向にあったところに、さらに新型コロナウイルス感染症の拡大が影響し、売上高は大きく減少、2024年1月期までに6期連続した営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスの計上、並びに8期連続した親会社株主に帰属する当期純損失を計上している状況にあります。2024年1月期においては、売上高は919百万円で前連結会計年度に比較して34.0%減少し、営業損失573百万円及び親会社株主に帰属する当期純損失596百万円を計上いたしました。

また、2025年1月期第1四半期においても、売上高は240百万円で前第1四半期連結累計期間に比較して4.9%減少し、営業損失123百万円及び親会社株主に帰属する四半期純損失96百万円を計上するなど、売上高の減少は継続しており抜本的な施策が必要であると認識しております。

また財務体質も2024年1月期と2023年1月期を比較すると純資産は増加しておりますが、継続して当期利益においても純損失を計上しており安定した財務基盤とは言えない状況となっております。また2025年1月期第1四半期における純資産の残高は、46百万円(2024年1月期は113百万円)と、67百万円減少しており負債資本比率も悪化していることから財務健全性も低下しております。

さらに、当面の先行きも不透明である状況から継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループでは当該状況を解消すべく、以下の事業施策により収益性を高め、財務施策により資金繰りの改善を図ります。

事業施策

1. 直営店舗および百貨店店舗の効率化と収益の確保

直営店舗や百貨店における不採算店舗の撤退を進めてきた事により一定の効果をj得ているものの、引き続き各店舗の採算性を注視し効率化と収益の確保を目指します。百貨店との取引においては、短期の催事への出店を積極的に検討し売上増大に取り組みます。EC事業の売上が婦人靴事業の中核となる中で、直営店舗および百貨店店舗については、お客様との接点を活かしながらブランドを発信する拠点として活用していきます。

2. EC事業を軸とした事業収益の改善

これまで、当社主力事業であった小売事業を縮小させ、ECサイト販売を重視する方向で諸施策を展開した結果、EC事業は一定の伸びを示し、売上全体に占める割合も上昇しております。全社の事業収益の改善に向けて、EC事業を軸として、更なるオムニチャネル化体制及びセールスプロモーションの強化に取り組み積極的な販売活動を実施してまいります。

3. 販売方法の見直しと強化、在庫管理の徹底

シーズン毎に提案し仕入れた商品の販売について、想定する販売期間内にてしっかり売り切れるよう販売戦略を見直し強化します。顧客の需要を分析しタイムリーな販売価格の決定と迅速な判断で翌シーズンへ持ち越す在庫数を極力少なくし在庫回転率を向上させる取り組みを行い、マーチャンダイザーや在庫コントローラーの役割を明確にし在庫管理を徹底します。

4. 事業領域拡大

既存の主力事業である婦人靴の小売事業及びEC事業だけでなく、主力事業に付随する新たな事業を模索・展開していくことで将来的な売上高の増加・収益確保を図ってまいります。後述のとおり新たな収益源としてゲーム事業について新たな取り組みを再検討し、新たな事業の領域拡大を目指してまいります。

財務施策

継続した資金調達の実施による財務基盤の安定化

当社は、2020年1月、2021年4月及び2022年4月に第三者割当による新株予約権の発行を行い、円滑な権利行使が進む中、資本の充実を図ってまいりました。2024年6月末において当該

新株予約権による資金調達額は2,694百万円となり、事業領域拡大資金等に充当しております。なお、2024年6月末時点の未行使新株予約権が行使された場合の払込金額は357,780千円であり、当社としては、継続して既存の新株予約権未行使分における行使状況の把握を行い、また、必要であると判断した場合は適時必要に応じた資本増強による資金調達を検討するなど財務基盤の安定化に取り組んでまいります。

なお、第3回新株予約権については株価が行使価額を下回って推移していることから、現時点で行使を見込むことができず資金調達に資することができない状況ではありますが、当社株価低迷のため未行使分の新株予約権については割当先との協議により、今後将来的な財務面の支援関係の維持の観点から未行使分の取得消却を行わない方針としております。第2回新株予約権については2024年4月28日をもって行使期間が満了し消滅しております。

以上の施策をもって、当該状況の改善に全力を挙げて取り組んでまいります。

特に当社としては、事業施策「2. EC事業を軸とした事業収益の改善」「4. 事業領域拡大」への注力を行うことで早期の営業黒字化の道筋をつけることが最優先課題であると認識しております。

「2. EC事業を軸とした事業収益の改善」については後述の「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の施策を講じてまいります。これまで、当社主力事業であった小売事業を縮小させ、ECサイト販売を重視する方向で諸施策を展開した結果、EC事業は一定の伸びを示し、売上全体に占める割合も上昇してまいりましたが、EC事業への機能強化及びマーケティング資金等の事業資金が不足していることから、十分な利益化に至っておりません。

当社としても、全社の事業収益の改善に向けて、さらにEC事業を軸として、更なるオムニチャネル化体制及びセールスプロモーションの強化に取り組み積極的な販売活動を実施する必要が生じているものと考えております。

「4. 事業領域拡大」については、EC事業以外の収益源の構築を目指しております。当社は、これまでゲーム事業への取り組みを行ってまいりました。2024年1月期においては靴をテーマとしたタイムマネジメントゲームの製作に着手してまいりましたが、2022年8月にリリースを予定してまいりましたが、8割程度まで完成したものの制作会社側の理由により、計画が頓挫しリリース時期を見込めず減損処理を行いました。ただ、このようなゲーム開発の知見を生かし今後は海外ブロックチェーンゲームの展開を予定しており当該展開のために事業資金を必要としております。また第3回新株予約権の資金使途において「ゲーム事業・デジタルコンテンツ投資資金」に450百万円を充当するとしてまいりましたが、新株予約権行使が進まず十分な額の調達ができず25百万円の充当実績であります。取り組み予定プロジェクトは抱えているものの資金不足により保留している状態であり、本第三者割当てに充当した資金の一部を当該プロジェクトへ充当してまいりたいと考えております。

さらに、既に取り組みを開始しているSDGs関連商品や美術品等の販売は継続して取り組んでまいります。資金調達の状況に応じては事業規模縮小の可能性もございます。

なお、当社は、2025年1月期第1四半期末において、46百万円の資産超過でありましたが、足元において新たな資金調達が行われない限り経常黒字化のめどが立っておらず2025年1月期中において債務超過に陥る可能性が生じております。

その結果、2025年1月期の有価証券報告書添付の連結財務諸表において債務超過となり東京証券取引所グロス市場における上場維持基準である「純資産の額」に抵触するおそれがあり、そこから1年を経過する2026年1月期の有価証券報告書添付の連結財務諸表において債務超過が解消されていなければ上場廃止となります。仮に当社が上場廃止になった場合、株主の皆様はもとより、債権者をはじめとした利害関係者の信頼を著しく損なう結果となり、当社の事業継続に支障をきたしかねません。

なお、第2回新株予約権は2024年4月28日をもって行使期間を終了しており、第3回新株予約権については株価が行使価額（第3回新株予約権の下限行使価額は125円）を下回って推移していることから、現時点で行使を見込むことができず資金調達に資することができない状況であります。

このように、当社グループは、2016年1月期以降、売上高が減少傾向にあったところに、さらに新型コロナウイルス感染症の拡大が影響し、売上高は大きく減少、当連結会計年度を含めると6期連続した営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスの計上、並びに8期連続した親会社株主に帰属する当期純損失を計上している状況にありながら、事業拡大に伴う収益化の向上を必要としており、さらに財務状況が危機的な状況であることから早期に財務基盤の安定化といった施策を早期に実現させるべく、資金調達の必要性が生じております。資金調達の方法として、当社の財務体質の安定性を確保する必要性及び銀行借入による資金調達は与信枠や借入コストの問題があることに加えて、当社グループの財政状態から新規の借入は困難であるとの理由から、既存株主の皆様様の株式の希薄化を懸念しつつも、間接金融ではなく、直接金融による資金調達の早期実現が必須不可欠であると判断いたしました。さらには、本第三者割当を行うことによって、手元資金の充実だけではなく、自己資本比率の改善によって財務状況の安定化が見込まれ、収益性の改善が図れることや連結純資産の更なる増強が実現できるものと考えております。

このたび選択したスキームはまた本新株式の発行価額と本新株予約権の行使価額は株価109円(2024年7月22日)に対して50円と有利発行であること、議決権比率ベースで187.96%と大規模な希薄化を伴う発行であり、発行後の割当先による投資行動により株価に下落圧力がかかる可能性があります。当社としても割当予定先より市場動向を勘案しながら売却していく方針である旨を口頭で確認しておりその影響は限定的であると考えております。当社といたしましては既存株主の皆様様の株式価値を毀損することなく、企業価値を向上することに配慮しておりますが、当社が6期連続して営業キャッシュ・フローが赤字であることや、2025年1月期第1四半期末において、46百万円の資産超過であり、このまま赤字が継続した場合は債務超過に陥る恐れがあることを鑑みると資金調達手法は極めて限定的であると考えております。今回の資金調達スキームは、当社といたしましても、本新株式の発行により、財務体質の強化を図り、事業成長のための一定額を迅速にかつ確実に調達することができるのと同時に、割当予定先の要請と協議に基づき、本新株予約権の発行により割当予定先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。加えて、本新株予約権の発行は必ずしも一度に大量の新株式を発行するものではないため、当社及び当社既存の株主にとっても、資金調達を全て新株式により調達する場合と比べて、権利行使が完了するまでには一定程度の期間を要することが想定されます。そのため、既存株式の希薄化が段階的に進む点において、既存株主に対する希薄化は避けられないものの、一定の配慮ができると判断して採用いたしました。

当社といたしましては既存株主の皆様様の株式価値を毀損することなく、企業価値を向上することに配慮しておりますが、EC事業及び新規事業の拡充、並びに自己資本比率の改善による財務基盤の安定化といった目的を達成するために、有利発行を伴い、議決権比率ベースで187.96%と大規模な希薄化が生じながらも本第三者割当による資金調達を行うことが、当社グループの株式価値向上に資する最良の選択であり株主価値の向上につながるものと判断しております。

(2) 資金調達方法の概要及び選択理由

当社の資金需要につきましては、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおりであります。資金調達の方法としては、当社の事業拡大に伴う収益化の向上ならびに財務基盤の安定化を目的としており、当社の財務体質の安定性を確保する必要性及び銀行借入による資金調達は与信枠や借入コストの問題があることに加えて、当社グループの財政状態から新規の借入は困難であるとの理由から、既存株主の皆様様の株式の希薄化を懸念しつつも間接金融ではなく、直接金融での資金調達を行うことといたしました。

そのため、当社としましては、直接金融による株主資本の増強を図ることを軸に調達方法の検討をいたしました。

① 公募増資

公募増資は、一度に資金調達が可能となり、有力な資金調達手段の1つではありますが、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があり、当社の時価総額や株式の流動性及び財務状況を鑑みると、引受幹事証券を探すことは困難であり、公募増資を実施することは現実的ではないと判断し、資金調達方法の候補からは除外することといたしました。

また、将来の1株当たりの期待利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられることから、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

② MSCB

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株式数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

③ ライツ・オフリング

いわゆるライツ・オフリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフリングと新株予約権の権利行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフリングがあります。コミットメント型ライツ・オフリングは、国内における事例が少なく事前準備に相応の時間を要することや引受手数料等の発行コストの増大が予想されます。また、ノンコミットメント型ライツ・オフリングでは、既存投資家の参加率が不透明であることが、資金調達の蓋然性確保の観点から不相当であると判断いたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、当社は最近2年間において経常赤字を計上しており、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）の定める有価証券上場規程第304条第1項第3号aの定める有価証券上場規程第304条第1項第3号aに規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。

このたび選択したスキームはまた本新株式の発行価額と本新株予約権の行使価額は株価109円（2024年7月22日）に対して50円と有利発行であること、議決権比率ベースで187.96%と大規模な希薄化を伴う発行であり、発行後の割当先による投資行動により株価に下落圧力がかかる可能性があります。当社としても割当予定先より市場動向を勘案しながら売却していく方針である旨を口頭で確認しておりその影響は限定的であると考えております。当社といたしましては既存株主の皆様の株式価値を毀損することなく、企業価値を向上することに配慮しておりますが、当社が6期連続して営業キャッシュ・フローが赤字であることや、2025年1月期第1四半期末において、46百万円の資産超過であり、このまま赤字が継続した場合は債務超過に陥る恐れがあることを鑑みると資金調達手法は極めて限定的であると考えております。本新株式と本新株予約権の発行を組み合わせ今回の資金調達スキームは、当社といたしましても、本新株式の発行により、財務体質の強化を図り、事業成長のための一定額を迅速にかつ確実に調達することができるのと同時に、割当予定先の要請と協議に基づき、本新株予約権の発行により割当予定先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。加えて、本新株予約権の発行は必ずしも一度に大量の新株式を発行するものではないため、当社及び当社既存の株主にとっても、資金調達を全て新株式により調達する場合と比べて、権利行使が完了するまでには一定程度の期間を要することが想定されます。そのため、既存株式の希薄化が段階的に進む点において、既存株主に対する希薄化は避けられないものの、一定の配慮ができると判断して採用いたしました。

また本第三者割当の割当先である須田忠雄氏においては同氏の過去経営していた株式会社やすらぎ（現株式会社カチタス（証券コード8919））の創業者としての知見や上場会社の第三者割当の引受実績等、これまでの経営ノウハウから同氏への第三者割当実施により、さらに当社との関係性が強固になることで経営における知見や取引先とのネットワークの活用が可能になると見込んでおります。

なお、当初の計画通りに、本新株予約権の行使による資金調達を行うことができない場合、その時点における当社の事業環境、財務状況に鑑みて、別途の手段による資金調達を実施する可能性があります。

<本新株予約権の特徴>

本新株予約権の特徴は、次のとおりとなります。

本新株予約権の内容は、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、MSCB や MS ワラントと比較して既存株主の皆様への株主価値の希薄化の抑制と、機動的な資金調達促進が図られるように定められており、以下の特徴があります。

① 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮等の点で懸念が示される価格修正条項付きのいわゆる MSCB や MS ワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されております。発行当初から行使価額は 50 円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。

また、本新株予約権の対象株式数も発行当初から発行要項に示される株式数で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

② 買取請求権（取得条項）

本新株予約権には、割当日以降いつでも、2 週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当社は本新株予約権の全部又は一部を発行価額と同額で取得することができる旨の取得条項が付されております。かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、当社の判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

なお、当社の資本政策の柔軟性を確保すること並びに割当予定先の行使促進を促すという観点からも、本新株予約権に買取請求権（取得条項）を設定しておくことは、当社にとっては必要であると考えております。

③ 譲渡制限

本新株予約権は、会社法第 236 条第 1 項第 6 号に定める新株予約権の譲渡制限はありませんが、本割当契約における制限として、割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

なお、本資金調達により発行される本新株式及び本新株予約権の目的である株式 24,000,000 株に係る議決権の数は 240,000 個であり、その結果、割当予定先は、当社の総議決権の数の最大 71.39%を保有し得ることとなり、会社法第 206 条の 2 第 1 項及び会社法第 244 条の 2 第 1 項に定める特定引受人に該当いたします。

下記は、同項並びに会社法施行規則第 42 条の 2 及び第 55 条の 2 に定める通知事項です。

(a) 特定引受人の氏名又は名称及び住所

須田 忠雄 群馬県桐生市

(b) 特定引受人がその引き受けた募集株式又は募集新株予約権に係る交付株式の株主となった場合に有することとなる最も多い議決権の数

262,500 個

(c) (b)の交付株式に係る最も多い議決権の数

240,000 個

(d) (b)に規定する場合における最も多い総株主の議決権の数

367,684 個

(e) 特定引受人との間の総数引受契約締結に関する取締役会の判断及びその理由

当社取締役会（社外取締役 1 名を含む）は、本第三者割当増資が実施され、本新株予約権が行使された場合、大規模な希薄化による既存の株式価値の下落のおそれがありますが、当社が 6 期連続して営業キャッシュ・フローが赤字であることや、2025 年 1 月期第 1 四半期末において、46 百万円の資産超過であり、このまま赤字が継続した場合は債務超過に陥る恐れがあるため、債務超過を回避する必要性があることや、現時点ではその他の資金調達手法が極めて限られており、

収益化に向けた上場維持のために必要な資金調達方法について、他に手段がなく、やむを得ない状況であります。そのため本第三者割当増資の実施により、本第三者割当の必要性及び当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上を図ることができ、既存株主の皆様への利益に貢献できるものといった状況を総合的に勘案し、合理的であると判断しております。

(f) 特定引受人との間の総数引受契約締結に関する監査役会の意見

当社の監査役会より、当社がおかれた状況及び本第三者割当のスキーム等、総合的に勘案した結果、本資金調達に関して、特定引受人との間で総数引受契約を締結することについては、本第三者割当増資の実施により、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上を図ることができ、必要性が認められ、既存株主の皆様への利益に貢献できることから、合理的であると判断する旨の意見を書面により受領しております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	1,236,000,000 円
(内訳)	
本新株式の発行	300,000,000 円
本新株予約権の発行	36,000,000 円
本新株予約権の行使	900,000,000 円
② 発行諸費用の概算額	16,650,000 円
③ 差引手取概算額 (①-②)	1,219,350,000 円

- (注) 1. 本新株式の払込金額の総額 300,000,000 円
 本新株予約権の払込金額の総額及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額 936,000,000 円
2. 発行諸費用の概算額には消費税は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、以下のとおりです。
- ・ 登記費用：8,400,000 円
 - ・ 割当予定先等調査費用：250,000 円
 - ・ 株価算定費用、新株予約権価格算定費用：3,000,000 円
 - ・ 有価証券届出書作成等支援業務費用（エースターコンサルティング株式会社（所在地：東京都港区西麻布3丁目19番13号、代表取締役：三平慎吾））：5,000,000 円
4. 本新株予約権の行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。その際には投資対象事業のリスケジューリング及び手元資金又は別途第三者割当等による調達による充当を想定しております。

(2) 調達する資金の具体的な使途

<本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途>

具体的な使途	金額	支出予定時期
① M&A及び資本業務提携資金	100	2024年9月～2024年12月
② 事業投資資金（EC事業）	200	2024年9月～2026年8月
合計	300	

- (注) 1. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は事業用資金とは別の銀行預金で保管する予定です。

<本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途>

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① M&A及び資本業務提携資金	200	2024年10月～2027年8月
② 事業投資資金（EC事業）	287	2024年9月～2026年8月
③ 事業投資資金（ゲーム事業）	432	2024年9月～2027年8月
合計	919	

- (注) 1. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は事業用資金とは別の銀行預金で保管する予定です。
2. 株価低迷により権利行使が進まない場合は、手元資金の活用及び新たな資本による調達、又は、その他の手段による資金調達について検討を行う予定です。また、今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合など、その時々状況に応じて、資金の使途又は金額を変更する可能性があります。資金の使途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。
3. 資金使途は、②→①→③の優先順位にて充当する予定です。なお、①M&A又は資本業務提携の案件の進捗状況等を鑑みて、充当する順番が変動する可能性があります。②事業投資資金（EC事業）へ充当されなかった場合には、新株予約権の行使が思うように進まず充当が進まない場合には、資金使途の見直し及び別途の資金調達の可能性がございます。

本第三者割当により調達する資金の具体的な使途は以下の通りです。

①M&A及び資本業務提携資金

当社は、主にEC事業領域においてシナジーが見込める企業とのM&Aを行うことによりグループ全体の企業価値の向上を目指しております。

当社はこれまでの主力事業であった小売事業からの脱却を進めEC自社サイト販売への強化を推し進めており、当社グループとしての収益基盤の拡大に向けこうした動きをさらに加速しEC販売の拡大を前提としたITソリューション支援企業とのM&Aまたは資本業務提携を見込んでおります。候補先のソーシングについては初期的には当社役員陣の人的つながりを優先的に検討しておりますが、必要に応じては仲介会社の利用も検討しております。

現在検討を進めているものの現時点で決定した案件はございませんが、1件、本第三者割当後の実施を念頭に、具体的に検討を進めている案件（約100百万円規模）があり、2024年8月以降にデューデリジェンスを進める予定であります。本件の実施により当社において、ECの外部委託業務の内製化、ゲーム事業とのシナジーが見込まれると予測しております。なお、現時点で概要の開示は困難であります。具体的な資金使途が確定した場合は、適時適切に開示いたします。

手取金の使途の金額としては、当社の企業規模、M&Aまたは資本業務提携の対象となる会社の企業規模、売上規模、当社の財務状況や投資計画等も勘案しながら、適切な案件があれば取り組むことを検討しており、1件当たりの投資額の目安としては約100～150百万円の案件を予定しております。本第三者割当により調達した資金のうち、新株式の発行により調達した資金の全額である100百万円及び本新株予約権の発行及び行使により調達した資金のうち200百万円を本資金使途に充当する予定です。

②事業投資資金（EC事業）

当社は上述の事業施策に掲げる「EC事業を軸とした事業収益の改善」に向けこれまで、当社主力事業であった小売事業からの脱却を進めEC自社サイト販売へのさらなる強化を実施する予定です。これまで自社サイトに靴の選び方や収納のガイドなど商品以外のコンテンツを充実するなどの機能強化を努めるほか当社株主である株式会社ネットプライス（所在地：東京都港区新橋二丁目16番1号 代表者：代表取締役 古賀 賢一）が保有する顧客基盤や、EC事業のノウハウを活用し、当社の顧客層の拡大と多様化を図ってまいりました。

具体的には以下の通りとなります。

- ① ネットプライス社の 300 万人超の会員への告知により、当社商品の販売支援を行う。また、同社は、そのサプライヤー商品のうちから、ファッション、美容関連等、当社顧客層に適した商品を当社サイトで販売する。
- ② ネットプライス社は、当社 EC サイトにおける消費者購買行動分析を行い、適切なアドバイスを当社へ提供するとともに、必要に応じて専門人材を当社に無償で派遣する。
- ③ 当社は、EC サイトで受注した婦人靴の発送に際して、必要に応じてネットプライス社のプロモーションアイテムを同梱することによって、ネットプライス社の販売を支援する。また、当社の LINE 会員等デジタルでの告知が可能な顧客に対してもネットプライス社が販売する商品への購買誘致を支援する。

今後はネットプライス社の連携を深めるとともに EC 事業における更なるオムニチャネル化体制への機能強化およびセールスプロモーションの強化を実施してまいります。より具体的な施策としては以下となります。こうした施策を実現することで、さらなる EC 事業の収益力の強化につながるものと考えております。

- ・ 自社 EC サイトリニューアル／ライブコマース機能追加開発
- ・ マーケティング（CRM）ツール導入
- ・ SEO 対策
- ・ プロモーション強化
- ・ クリエイティブ制作／UIUX 改善

本第三者割当により調達資金のうち EC 事業の強化に向けた追加開発資金（37 百万円）、SEO 対策（108 百万円）、プロモーション（152 百万円）、運用保守（154 百万円）及び EC 事業強化に向けた人件費（36 百万円）へとして充当する予定です。本第三者割当により調達した資金のうち、新株式の発行により調達した資金のうち 200 百万円及び本新株予約権の発行及び行使により調達した資金のうち 287 百万円の計 487 百万円を本資金使途に充当する予定です。

③ 事業投資資金（ゲーム事業）

当社は主力事業である EC 事業とともに新たな収益源となる新規事業の確立を目指しております。当社は 2022 年 1 月にポップンゲームズジャパン株式会社（東京都港区新橋三丁目 11-8 オーイズミ新橋第 2 ビル 802 号室 代表取締役社長 谷口祐一郎）（以下「PGJ社」といいます。）と締結した包括的業務提携契約に基づき、靴をテーマにしたタイムマネジメントゲームの開発を行っていましたが、2024 年 1 月期中にリリースが見込めなくなったことから、開発を中断しております。

しかし当社はゲーム事業に関する将来的な可能性は十分にあると見込んでおり、これまでの取り組みによって獲得したノウハウをもとに当社の子会社である合同会社 JB GAMES を中心に既に海外において配信されているブロックチェーンゲームの国内展開を予定しております。国内展開を予定しているゲームがブロックチェーン技術を活用したゲームであり、ゲームとビジネスの融合を進める新しい分野として注目されており、将来的にはさらに多くのユニークなゲームやビジネスモデルが登場することが期待されています。さらに当社はゲーム内での展開アイテムを当社の株主優待と連携させることや、当社商品をリアルに購入するとゲーム内でも追加アイテムを提供するといったように当該ゲームと当社事業との新たなシナジーを目指すべく当該ゲームの展開を予定しております。本件はライセンス先との交渉中であり開示ができる状況となりましたら適時適切に開示してまいります。

ゲーム事業の展開に必要なライセンス取得費（50 百万円）、運用に係る人件費（180 百万円）及びプロモーション費（180 百万円）、サイト構築費（22 百万円）を予定しております。

本第三者割当により調達した資金のうち、本新株予約権の発行及び行使により調達した資金のうち 432 百万円を本資金使途に充当する予定です。

なお、第 3 回新株予約権は株価が行使価額（下限行使価額）を下回って推移していることから当初予定した資金使途に充当できておりませんが、行使に至った場合には当初予定通りの資金使途（ゲーム事業・デジタルコンテンツ投資資金）に充当する予定であります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当により調達した資金は、上記「3. (2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期」に記載の使途に充当することにより、財務体質の強化及び一層の事業拡大、収益の向上を図ることが可能となり、結果として当社の中長期的な収益向上及び企業価値向上に寄与するものであると考えていることから、かかる資金使途は合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

① 本新株式

当社は、各割当予定先との間で、第三者割当により発行する本新株式の払込金額について協議を重ねた結果、払込金額を1株当たり50円に決定いたしました。本新株式の払込金額を1株当たり50円に決定した経緯は以下となります。

当社は、取締役会において、当該発行価額による本新株式の発行について審議を行い、当社グループが、本新株式の発行を実行する必要性について、本新株式の発行を含む本第三者割当は、EC事業の強化及び新規事業の事業化に繋がり、当社において新たな収益を獲得するために必要であり、本第三者割当が当社グループの企業価値及び既存株主価値の向上に資すると考えられること、当社の自己資本比率を改善させることで財務基盤が強化され、対外的信用力の改善が見込めること、などの理由から、2024年5月中旬の当社取締役会では、これらの状況を総合的に勘案して発行価格について審議を行い、当社取締役会で審議した当社の意向として有利発行に該当しない範囲のディスカウントによる市場株価を基礎とした発行価額とすることを打診いたしました。

一方で割当予定先である須田忠雄氏から、当社グループの財務状況から鑑みると2025年1月期第1四半期の純資産の残高は46百万円であること、依然として大幅な営業赤字を継続していることから割高感があり市場株価を基準とするのではなく第三者が客観的に算定した当社株価を基準として協議したいとの強い要望を受けました。

当社としましても市場株価を基礎とした発行価額の採用を打診しておりましたが、相当額の本新株式の引受を行っていただく前提であること、大幅なディスカウント伴わない引受先が経営陣を含め存在しなかったことから、割当予定先の要望も考慮すべきと判断し、市場株価以外に株式価値の一般的な公正価値評価の算定手法であるDCF法を検討するにあたり、第三者算定機関に当社の株価算定を依頼いたしました。

新株式の払込金額の公正性の検討にあたっては、当社及び割当予定先から独立した第三者機関であり、新株式並びに新株予約権の公正価値算定を始めとし、公開会社/未公開会社問わず多数の公正価値の算定実績があること等を鑑み、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（所在地：東京都千代田区一丁目11番28号、代表取締役：能勢 元）（以下、「TFA」といいます。）に本新株式の算定を依頼し、株式価値算定書を手入しております。

TFAは、当社普通株式1株当たりの株式価値について、DCF法による株式価値を算定することで、当社の株式価値の範囲を算出しております。

DCF法につきましては、当社が提供した事業計画（予測期間：3年間）（（新型コロナウイルスの影響を緩やかに脱していき、前記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期、

(2) 調達する資金の具体的な使途、（本新株予約権の行使による手取金の資金使途）②EC事業への事業資金を充当しEC事業の収益化を行うことで売上高収益に回復することを見込んだもの）に基づきフリーキャッシュフローを算出し、WACCによって割り引くことで理論株式価値を算出しました。WACCについては、リスクフリーレート0.700%（2024年1月31日における日本証券業協会「公社債店頭売買参考統計値」長期国債W1-02の平均複利利回り）、リスクプレミアム5.800%、対市場 β 0.835（SPEEDA β ）、小規模リスクプレミアム2.90%により、株主資本コストを8.443%と算出しました。）に基づき、2024年4月30日を基準日として、当社株式価値を、614百万円（1株当たり価値48円）と算定しており、この合理的範囲（株式価値評価額の上下10%程度）として、43円～53円と算定しております。同報告書では、この算定方法により、当社の株式価値を43円～53円と算定しており、本新株式の発行価額50円はこの範囲内となっております。当社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等に

ついて、特段の不合理的な点はなく、公正価値の算定結果である 614 百万円（1 株当たり価値 48 円）は妥当であると判断しております。なお、当該事業計画は本第三者割当の際の公正価値算定のため、作成したものであり 2025 年 1 月期業績予想として作成したものではありません。なお、当該事業計画は 2026 年 1 月期に黒字化を予定しておりますが、これは EC 及び店舗小売を含めた婦人靴販売とその周辺事業及び婦人靴販売とシナジー効果のある M&A 及び資本業務提携による収益の向上に伴い企業価値の増加が見込まれたものであります。なお、当社においても本算定により当社の株主価値は 614 百万円と評価されておりますが、時価総額（上場維持基準は 40 億円）と企業価値は必ずしも一致するものではありませんが、本第三者割当により企業価値の向上が図れるものと考えております。

当該算定結果を受けて、改めて当社および須田氏が協議を行い当該算定結果の概ね中央値である 50 円にて双方合意に至りました。

当該発行価額は、本第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日である 2024 年 7 月 22 日の当社普通株式の終値 109 円から 54.13%のディスカウント、当該直近営業日までの 1 カ月間の終値平均である 109.65 円から 54.40%のディスカウント、当該直近営業日までの 3 カ月間の終値平均である 108.11 円から 53.75%のディスカウント、当該直近営業日までの 6 か月間の終値平均である 116.28 円から 57.00%のディスカウントとなっております。

本新株式の発行価額は、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成 22 年 4 月 1 日付）に照らせば、会社法第 199 条第 3 項に定める特に有利な金額による発行に該当する恐れがあることから、既存株主の皆様のご意思を確認するためにも、当社は 2024 年 8 月 22 日に開催予定の臨時株主総会において、株主の皆様からの特別決議による承認をいただけることを条件に、1 株当たりの払込金額を 50 円として、第三者割当による本新株式の発行を行うことといたしました。

なお、2024 年 7 月 23 日開催の当社取締役会に出席した当社監査役 3 名（うち 3 名は社外監査役）全員から TFA は、当社と継続的な取引関係は無いことから当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株式の価額算定方法についても一定の妥当性が認められること、従って本新株式の発行については、割当予定先にとって有利発行に該当するものの、当社取締役会として、株主の皆様からの特別決議による承認をいただけることを条件に、1 株当たりの払込金額を 50 円とすることは、相当である旨の意見が述べられております。

② 本新株予約権

新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、他社上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関である TFA に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

当該機関は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに当社の本新株予約権取得動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価 109 円（2024 年 7 月 22 日の終値）、行使価額 50 円、当社株式の市場流動性、配当率（0%）、リスクフリーレート 0.411%）、ボラティリティ（33.91%）、クレジット・コスト（22.86%）及び 1 日当たりの売却可能株式数（直近 3 年間にわたる発行会社普通株式の 1 日当たり平均売買出来高の 10%）等の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間（2024 年 8 月 23 日から 2027 年 8 月 22 日まで）その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、本新株予約権 1 個の発行金額を 4,238 円（1 株あたり 42.38 円）と算定いたしました。

当社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理的な点はなく、公正価値の算定結果である 4,238 円（1 株あたり 42.38 円）は妥当であると判断しております。割当予定先である須田忠雄氏へ打診を行ったところ、須田忠雄氏から、発行価額と同額の払込は困難であり、ディスカウントの打診がありました。須田氏からのディスカウントの打診として、須田氏が抛出可能と見込む金額としては、本新株予約権の発行要項を用い、行使価額についてのみディスカウントを行わない（当社の株価と同額）とした場合の公正価値程度を想定しており当該価額程度（株価比率 1～2%（金額で 18～36 百万円））であれば抛出可能で

ある旨の打診をいただきました。

当社としても有利発行であるものの、当社が継続的に営業キャッシュ・フローが赤字でありながら、300百万円規模のリスクマネーである新株式の引き受けに応じていただいている状況を鑑み、行使価額のディスカウントを行わず当社の株価（2024年7月22日）の終値とした場合の算定をTFAが算出したところ204円（株価比率1.87%）※1であったことから、当該価額を用いて再度須田氏と交渉を行ったところ概ね近似する200円の価額にて須田氏に応じていただきました。

※1：算定係数は以下となります。

当社の株価（2024年7月22日の終値）、行使価額109円、当社株式の市場流動性、配当率（0%）、リスクフリーレート0.411%、ボラティリティ（33.91%）、クレジット・コスト（22.86%）及び1日当たりの売却可能株式数（直近3年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり平均売買出来高の10%）等の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間（2024年8月23日から2027年8月22日まで）その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施。

また、本新株予約権の行使価額は、当社の業績動向、財務動向、株価動向（取締役会決議日の直前営業日までの1か月間、3か月間及び6か月間の終値平均株価等）を勘案するとともに、当社株式の流動性に鑑みると割当予定先がすべての本新株予約権を行使するには相当程度の長期間にわたることなどを総合的に勘案し、割当予定先と協議した結果、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（2024年7月22日）の株式会社東京証券取引所グロース市場における当社普通株式の普通取引の終値である109円から54.13%ディスカウントした50円といたしました。

本新株予約権の行使価額を54.13%ディスカウントした50円とした理由としては、当社並びに割当予定先である須田忠雄氏より、ディスカウントの要望がありました。各割当予定先は相当額の本新株式の引受を行っていただくことから、当社取締役会で検討したところ、「①本新株式」の発行価額と同様の50円を行使価額とすることで了承をいただきました。

なお、本新株予約権の行使価額は、本第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日である2024年7月22日の当社普通株式の終値109円から54.13%のディスカウント、当該直前営業日までの1か月間の終値平均である109.65円から54.40%のディスカウント、当該直前営業日までの3か月間の終値平均である108.11円から53.75%のディスカウント、当該直前営業日までの6か月間の終値平均である116.28円から57.00%のディスカウントとなっております。

当社といたしましては、割当先に特に有利な条件で発行するものに該当する可能性があるものと判断し、2024年8月22日開催予定の当社臨時株主総会にて、株主の皆様の判断を仰ぐことといたしました。本新株予約権の発行価額200円は、第三者評価機関の評価額4,238円に比べ、95.28%のディスカウントとなります。このため、本新株予約権の発行価額は第三者評価機関による評価額と大きくかい離しておりますが、前述いたしましたとおり、現時点で、本件増資による企業価値の向上及び再生が期待できること等を鑑みれば、本件増資は、最良な選択であるものと判断いたしました。

なお、2024年7月23日開催の当社取締役会に出席した当社監査役3名（うち3名は社外監査役）全員から第三者算定機関であるTFAは、当社と継続的な取引関係は無いことから当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額より低い200円を払込金額として決定しており、有利発行に該当する可能性があるが、当社の株主総会において特別決議による承認を得ることを条件としていることから異論がない旨の意見が述べられております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株式の発行により増加する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ6,000,000株（議決権数60,000個）及び18,000,000株（議決権数180,000個）の合計24,000,000株（議決権数240,000個）となり、2024年7月23日現在の発行済株式総数12,830,000株（議決権数127,684個）に対して、本新株式の発行により46.77%（議決権比率46.99%）、本新株予約権の発行により140.30%（議決権比率140.97%）の合計187.06%（議決権比率187.96%）の希薄化が生じます。

したがって、希薄化率が25%以上となることが見込まれることから、東京証券取引所の有価証券

上場規程第 432 条に基づき、独立した第三者からの意見の入手又は株主の意思確認のいずれかの手続きを要することとなりますが、当社は本第三者割当の妥当性について、株主の意思確認を実施することとし、2024 年 8 月 22 日開催予定の臨時株主総会に付議することとしております。また、本新株式の発行及び本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数 24,000,000 株を行使期間である 3 年間（245 日／年営業日で計算）で売却するとした場合の 1 日当たりの数量 32,653 株となり、当社株式の過去 6 ヶ月間における 1 日当たりの平均出来高 299,889 株の 10.89%であり、これらの売却が市場内にて短期間で行われた場合には、当社の株価に影響を与える恐れがありますが、当社は割当予定先に対して当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを書面にて確認していることから、本資金調達及ばず株価への影響は限定的となるよう引受先からも配慮されているものと考えております。また、交付した株式が適時適切に市場で売却されることにより、当社株式の流動性向上に資することが期待されます。

これらを踏まえ、当社は、本第三者割当によって、当社グループの事業拡大を推進していくことが、早期に収益を拡大するための最良の選択であるとともに、中長期的に安定した経営基盤を構築することにつながり、ひいては当社グループの企業価値向上及び既存株主の株式価値向上につながるものと考えており、流通株式数の増加が見込まれるものと判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 氏名	須田 忠雄
(2) 住所	群馬県桐生市
(3) 職業の内容	会社経営
上場会社と (4) 当該個人との関係	当社株式 2,250,000 株（発行済株式数の 17.94%）を所有しております。その他当社と当該人物の間には、記載すべき人的関係・取引関係はありません。

(注) 割当予定先の概要欄及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、届出書提出日現在におけるものであります。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、厳しい環境を乗り越え今後も継続企業として株主様をはじめとするステークホルダーの利益を高めるため、当社の財務体質、経営基盤の強化、収益機会の創出を図っていくことが、当社の果たすべき役割であると認識しております。

これらを実行していくために、前述の資金ニーズを満たすことを目的として、既存株主様の希薄化を避けるため、金融機関からの間接金融による資金調達も検討してまいりましたが、現状の当社業績では間接金融による資金ニーズを満たす資金調達は極めて厳しい状況であること、また金利や手数料等の費用負担が発生するとともに、当社の財務健全性の低下が見込まれることから、現状、間接金融による資金調達の手段は適切ではないと考え、直接金融による資金調達を検討してまいりました。

当社は本資金調達において、事業戦略及び財務状況や事業環境の現状と課題について理解したうえで、資金調達に賛同いただける割当予定先を検討してまいりました。この度の割当予定先である須田忠雄氏は 2024 年 2 月 15 日付で、GAD 有限責任事業組合（所在地：東京都世田谷区代田二丁目 13 番 13 号 代表者：代表組合員 立川光昭）（以下、「GAD」といいます。）との間に、同組合が保有する発行会社の普通株式 1,500,000 株を、ネットプライス社との間で、同社が保有する発行会社の普通株式 750,000 株を買い受ける旨の株式売買が実行され、当社の主要株主となっております。

GAD の代表立川光昭氏によれば、今後、当社においては、引続き婦人靴販売に加えて E コマース商品群の構築のためには、さらに投資資金が必要との判断から単独での支援にとどまらず、資産家で上場企業経営にも高い経験値をもつ須田忠雄氏に株主として資本参加してもらうことによって、当社の企業価値の向上を目指す目的で当該株式譲渡が行われました。

こうした経緯を踏まえ直接金融による資金調達を検討する中、当社の収益の獲得に不可欠な事業展開に係る投資資金を調達するために、当社の資金需要を2024年5月上旬に須田忠雄氏へ当社代表取締役である宮崎明より当社の置かれている状況と、経営方針・経営戦略、事業の将来性等の説明をし、資金調達の引受のお願いをいたしました。

当社としても、須田氏は既存の大株主であり、当社がおかれている状況をご理解いただいております。当社代表取締役とも良好な関係性を築いており、市場への影響への配慮から市場動向を勘案しながら売却していく方針である旨を口頭で確認しております。こうしたことから既存株主の保護とともに資金繰りの不安から安定した資金支援体制で事業再生に取り組むことができることから適していると判断しております。

須田忠雄氏は、当社の経営方針・経営戦略、当社事業の将来性等についてご賛同いただき、株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得る資金調達手法として、新株式と新株予約権を同氏に割り当てる手法の提案を須田忠雄氏より当社代表取締役である宮崎明が口頭で受け、当社は、同氏を本件第三者割当の割当予定先として選定することといたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先である須田忠雄氏は、基本的に純投資を目的としており、割当予定先も本件第三者割当により自身が交付を受けることとなる当社普通株式又は本新株予約権の行使により取得する当社普通株式について、原則としてただちに市場売却することはないものの、長期間保有する意思がないことを表明しており、市場動向を勘案しながら売却していく方針である旨を口頭で確認しております。なお、本新株予約権につきましては、当社取締役会による譲渡承認が付されており、割当予定先である須田忠雄氏からも、本新株予約権の権利行使を前提として保有する方針であり、上場維持基準にかかわらず行使する方針であることも口頭で確認しております。

また、当社は須田忠雄氏から、本新株式の払込期日から2年以内に本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、継続所有に関する確約書を払込期日までに取得する予定であります。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本第三者割当の引受に係る払込みについて、割当予定先を名義とする銀行口座の写し(2024年7月12日付)を取得し、本新株式及び本新株予約権の発行価額及び本新株予約権の行使価額を上回る金額が確保されていること、同金額が自己資金であることを口頭にて須田氏より当社代表取締役である宮崎明が確認しております。

(5) 割当予定先の実態

当社は、割当予定先である須田忠雄氏及び須田忠雄氏が役員として関与する法人(以下、「割当予定先等」という。)について、割当予定先等の役員又は主要株主(主な出資者)が暴力団等の反社会的勢力であるか否かについて、独自に専門の第三者調査機関であるリスクプロ株式会社(住所:東京都港区芝大門二丁目11番8号 代表取締役:小坂橋 仁)に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、当該割当予定先等の関係者が反社会的勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。上記のとおり割当予定先等、割当予定先等の役員又は主要株主(主な出資者)が反社会勢力とは一切関係がないことを確認しており、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前 (2024年7月23日現在)		募集後	
須田 忠雄	17.87%	須田 忠雄	36.52%
天 笠 悦 藏	4.36%	天 笠 悦 藏	2.43%

株式会社ネットプライス	3.57%	株式会社ネットプライス	1.99%
楽天証券株式会社	2.02%	楽天証券株式会社	1.13%
マネックス証券株式会社	1.11%	マネックス証券株式会社	0.62%
天 笠 民 子	0.95%	天 笠 民 子	0.53%
横 川 武 史	0.71%	横 川 武 史	0.40%
寺 川 勲 雄	0.56%	寺 川 勲 雄	0.31%
株式会社S B I 証券	0.52%	株式会社S B I 証券	0.29%
天 笠 竜 蔵	0.49%	天 笠 竜 蔵	0.27%

- (注) 1. 募集前の持株比率は、2024年1月31日現在における発行済株式総数を基準とし、募集後の持株比率は2024年7月23日現在における発行済株式総数に本新株式の総数(6,000,000株)を加味して算出しております。
2. 持株比率は、発行済株式総数に対する所有株式数の割合を記載しており、小数点以下第3位を四捨五入しております。
3. 割当予定先は、本新株予約権の行使によって取得する株式の保有方針は純投資であり、原則として当社株式を長期間保有する意思がないこと、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを表明していることから、募集後の大株主及び持株比率には本新株予約権の行使による増加株数を反映しておりません。

8. 今後の見通し

本第三者割当により調達した資金は、上記「3. (2) 調達する資金の具体的な用途及び支出予定時期」に記載の用途に充当することにより、財務基盤が安定化すると共に事業領域を拡大することが、経営の安定及び当社の企業価値の向上につながり、延いては既存の株主の皆様への利益にもつながるものと考えております。また、今回の資金調達による、影響については未定でありますので、判明しだい速やかに公表いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株式の発行により増加する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ6,000,000株及び18,000,000株の合計24,000,000株(議決権数は240,000個)となり、当社の総議決権数127,684個(2024年7月23日現在)に占める割合が187.96%と25%以上となることから大規模な希薄化を生じさせることを内容としているため、東京証券取引所の定める有価証券上場規程432条の定めに従い、必要な手続きを進めてまいります。具体的には、2024年8月22日開催予定の当社臨時株主総会において、本件第三者割当に関する議案の中で、本件第三者割当の必要性及び相当性並びに有利発行となることにつきご説明した上で、本第三者割当の規模を含めた発行条件について、既存株主の皆様によるご承認をいただくことを条件としております。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

	2022年1月期	2023年1月期	2024年1月期
売 上 高	1,568百万円	1,393百万円	919百万円
営 業 利 益	△795百万円	△634百万円	△573百万円
経 常 利 益	△782百万円	△671百万円	△578百万円
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	△861百万円	△697百万円	△596百万円

1株当たり当期純利益（円）	△161.27円	△80.68円	△54.68円
1株当たり配当金（円）	—	—	—
1株当たり純資産（円）	41.85円	11.12円	8.48円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	12,830,000株	100.0%
現時点での転換価額（行使価額）における潜在株式数	2,930,000株	—
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2022年1月期	2023年1月期	2024年1月期
始値	315円	263円	245円
高値	372円	293円	270円
安値	249円	238円	111円
終値	264円	245円	138円

② 最近6か月間の状況

	2024年2月	3月	4月	5月	6月	7月
始値	133円	131円	118円	107円	108円	111円
高値	166円	131円	146円	110円	114円	113円
安値	121円	110円	107円	103円	105円	108円
終値	132円	119円	108円	108円	109円	109円

注：2024年7月の値は2024年7月22日時点の値となります。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2024年7月22日
始値	110円
高値	110円
安値	109円
終値	109円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当による第3回新株予約権の発行

払込期日	2022年4月28日
発行新株予約権数	800個
発行価額	総額 8,000,000円（新株予約権1個当たり10,000円）
発行時における調達予定資金の額	1,992,000,000円（差引手取概算額）
割当先	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社 400個 株式会社ジャパンシルバーフリース 200個

	アドミラルキャピタル株式会社 100 個 株式会社ジオブレイン 100 個
募集時における 発行済株式数	7,760,000 株
当該募集による潜在株式数	8,000,000 株 (本新株予約権 1 個につき 10,000 株)
現時点における行使状況	5,070,000 株
現時点における調達した 資金の額	1,086 百万円
発行時における当初の資金使途 及び支出予定時期	① 運転資金：1,066 百万円 ② SDGs 商品販売事業資金：160 百万円 ③ 美術品販売事業資金：316 百万円 ④ ゲーム事業・デジタルコンテンツ投資資金：450 百万円
支出予定時期	①2022 年 4 月～2025 年 4 月 ②2022 年 4 月～2025 年 4 月 ③2022 年 4 月～2025 年 4 月 ④2022 年 4 月～2025 年 4 月
現時点における充当状況	① 運転資金：1,035 百万円 ② SDGs 商品販売事業資金：16 百万円 ③ 美術品販売事業資金：10 百万円 ④ ゲーム事業・デジタルコンテンツ投資資金：25 百万円

注：2023 年 2 月 21 日付適時開示「主要株主である筆頭株主の異動（予定）並びに株式会社ネットプライスによる当社株式（証券コード 3070）及び新株予約権の買付けに関するお知らせ」のとおり、第 3 回新株予約権の一部（250 個）がネットプライス社へ譲渡されております。

以上

(別紙1)

**株式会社アマガサ
募集株式の発行要項**

- | | |
|-------------------------|--|
| 1. 募集株式の種類 | 当社普通株式 6,000,000 株 |
| 2. 払込金額 | 1 株につき 50 円 |
| 3. 払込金額の総額 | 300,000,000 円 |
| 4. 増加する資本金及び
資本準備金の額 | 資本金 金 150,000,000 円
資本準備金 金 150,000,000 円 |
| 5. 申込日 | 2024 年 8 月 23 日 |
| 6. 払込期日 | 2024 年 8 月 23 日 |
| 7. 募集又は割当方法 | 第三者割当による |
| 8. 割当先及び割当株式数 | 須田 忠雄 6,000,000 株 |
| 9. 払込取扱場所 | 株式会社みずほ銀行 雷門支店 |
| 10. その他 | 上記各号については、2024 年 8 月 22 日開催予定の臨時株主総会に
おける議案の承認（特別決議）を効力発生条件とします。
その他第三者割当による株式の発行に関し必要な事項は、当社代表
取締役に一任する。 |

(別紙2)

株式会社アマガサ
第4回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社アマガサ第4回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 36,000,000 円
3. 申込期日 2024年8月23日
4. 割当日及び払込期日 2024年8月23日
5. 募集の方法及び割当先
第三者割当の方法により、以下に割り当てる。
須田 忠雄 180,000 個

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は18,000,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第10項の規定に従って行使価額（第9項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数 180,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権1個につき金200円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下、「行使価額」という。）は、金50円とする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{割当株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{割当株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

⑤本項(2)①から③までの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項(2)①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じるときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{調整前行使価額により当該} \\ \text{期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用す

る日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨、その事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

2024年8月23日から2027年8月22日までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(2) 各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得事由及び取得の条件

本新株予約権の割当日以降、いつでも当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、本項において「取得日」という。）の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき発行価額である金200円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。

14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

第11項ないし第14項、第16項及び第17項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

15. 新株予約権の譲渡制限
会社法第 236 条第 1 項第 6 号に基づく譲渡制限について該当事項はありません。但し、本割当契約において、本新株予約権の譲渡について、当社取締役会の承認を要する旨の譲渡制限を合意する予定です。
16. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
 - (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 1 株の発行価格
本新株予約権の行使により発行する当社普通株式 1 株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、「新株予約権の目的となる株式の数」に記載の株式の数で除した額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
18. 新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、所定の行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（「振替法」という。）第 131 条第 3 項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第 11 項に定める行使期間中に第 20 項記載の行使請求受付場所に提出しかつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第 21 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。なお、本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
 - (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が不備なく第 20 項の行使請求受付場所に提出され、かつ当該本新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生する。
19. 株式の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
20. 行使請求受付場所
東京都台東区上野一丁目 16 番 5 号
株式会社アマガサ 財務経理部
21. 払込取扱場所
東京都台東区浅草一丁目 1 番 15 号
株式会社みずほ銀行 雷門支店
22. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個当たりの払込金額を 200 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は、50 円とした。
23. その他
会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
上記各号については、2024 年 8 月 22 日開催予定の臨時株主総会における議案の承認（特別決議）を効力発生条件とします。

以上